

## 【KT-report 08】 自治会による募金・寄付金の一括徴収は違憲とした判例

吾が地元における町内会において、山形市社協に係る（住民）会費および募金・寄付金が強制的に一律一括徴収されている。しかし、そこに重大な憲法違反問題を内包していることから、まずはある裁判事例を取り上げる。ついては、本会と山形市社会福祉協議会との関係・実態に酷似するある自治会（被告）とある自治会員（原告5人）で係争し、被告自治会側の敗訴が確定した裁判事例から学ぶ事にする。

### 1. 最高裁（大阪高裁判決文）で確定した「滋賀県甲賀市希望ヶ丘自治会事件」

赤い羽根共同募金などを自治会費に上乗せして強制的に一括徴収するとした決議は、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し無効であるとされた裁判事例（自治会が負けた裁判）である。

「大阪高等裁判所、平成 18 年（ネ）第 3 4 4 6 号、平成 19 年 8 月 24 日民事第 13 部判決、決議無効確認等請求控訴事件の判決」——大津地裁⇒大阪高裁⇒最高裁平成 20(2008)年 4 月 3 日に大阪高裁判決文の内容で確定——に基づき要点を記述する。

- 1 標記被告自治会（認可法人格の地縁団体、940 世帯、加入率 89%）は、平成 18(2007)年 3 月 26 日開催の定期総会において、自治会費を年 6,000 円から図(表)－1 のとおりの 2,000 円を増額する旨の決議を行った。

増額 2、000 円の内訳は次のとおり。

地元小・中学校教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化委員会（緑の募金）、甲賀市社会福祉協議会、日本赤十字社、および共同募金（歳末助け合い運動）への募金や寄付金にすべて充てる。

——ここでは、それらの組織・団体を以下「各会」と言う。

——従来の自治会費 6,000 円は、いわゆる自治会固有の目的内事業費、本来の会費を謂う。

図(表)－1

- 2 その後の役員総務会で、増額に反対し、増額分支払拒否の会員には、自治会離脱届の提出を求め、市からの配布物を配布しない、災害・葬儀等に協力しない、ごみステーションを利用させない、などを決議した。

それらの決議に対して、一部の原告会員（5 人）は、居住する自由をも侵害するものであり、居住の自由を保障した憲法 22 条 1 項 に違反する。人権の諸規定（思想及び良心の自由）に違反する。公序良俗（民法 90 条）に違反し、無効であるとして提訴した。その結果、「(被告自治会の) 本件決議は、会員の思想、信条の自由（憲法 19 条）を侵害するものであって、公序良俗（民法 90 条）に反し無効というべきである」と、原告会員主張のとおり結論付けられた判決が出された。

——「判例時報 No1992 平成 20 年 3 月 21 日号 72 頁～」（判例時報社）に判決全文が記載されている。また、インターネット上には、識者など様々な人達が画期的な判決であると論評・投稿しており大変参考になる。それらの中から要点を以下に記述する。

- (1) 裁判の経緯は図(表)－2 のとおりである。

裁判関係	全国社会福祉協議会の動き（細部は後記）
平成 18(2007)年 3 月 26 日；希望ヶ丘自治会 総会決議	----
平成 18(2007)年 11 月 27 日；(一審)大津地裁判決／ 会員 5 名の請求を却下、会員控訴	----
平成 19(2007)年 8 月 24 日；(控訴審)大阪高裁判決／ 一審判決を破棄、自治会決議無効の判決	----
平成 19(2007)年 9 月 5 日；自治会が最高裁に上告	----
----	平成 19(2007)年 9 月 27 日； 全社地発第 231 号 (注 1 文書)
平成 20(2008)年 4 月 3 日；(控訴審)最高裁判決／ 上告を棄却、大阪高裁判決確定	----
----	平成 20(2008)年 4 月 30 日； 全社地発第 25 号 (注 2 文書)

図(表)－2

(2) 最終確定した大阪高裁判決の主文

- ・原判決「(一審)大津地裁判決」(この時は自治会側が勝訴)を取り消す。
- ・被控訴人(自治会)の定期総会でなされた自治会費を年 6,000 円から年 8,000 円に増額する旨の無効であることを確認する。
- ・控訴人(自治会会員)らの被控訴人(自治会)に対する会費の支払債務は、年額 6,000 円を超えて存在しないことを確認する。

(3) 双方の主張の要点は図(表)－3のとおり。

原告 会員 5 人 (控訴人)	被告 自治会 (被控訴人)
<p>①各会は自治会とは別個の組織であり、加入や寄付の是非は個人の自由である。自治会決議は憲法 19 条 (思想及び良心の自由)、21 条 (結社すなわち団体参加の自由) を侵害する。</p> <p>②当自治会は地方自治法 260 条の 2 による「地縁による団体」の認可を得ている。住民の加入の自由、民主的運営、差別的扱いの禁止を定める。増額分を支払わない者への差別は同法違反である。</p> <p>③本件決議は、上記のような人権の諸規定に違反するものであり、民法 90 条の公序良俗に違反し無効である。</p>	<p>①各会への寄付金支出は自治会の目的の範囲内で、会員は決議による会費負担の義務を負う。</p> <p>②自治会は、会員総意による運営をしており、各会は良好な地域社会に資する団体で、そこへの寄付は地域社会や会員の福祉にかない、自治会の目的に沿う。</p> <p>③自治会費上乗せによる募金・寄付金の徴収方法は、住民の高齢化・集金業務の負担大に伴い、住民の強い要望により決議したもので、全国的に見ても一般的で合理性、必要性がある。</p>

図(表)－3

(4) 判決理由 (大阪高等裁判所の判決で確定)

以下でいう会員とは自治会員であり、上記の「各会」の会員ではない。

(判例時報；75頁)

- a. 募金及び寄付金は、その性格から、本来これを受け取る団体等やその用途如何を問わず、すべて任意になされ、強制されるべきではない。様々な価値観を有する会員が存在することが予想され、また、少額とは言え経済状態によっては、応じられない会員がいることも容易に想像することができる。 ——  
— 《 私が思うに、『声なき声を聴け、感じろ』ということ。 》
- b. 募金及び寄付金に応じるかどうかは、会員の思想信条に大きく左右されるものであり、仮にこれを受け取る団体が公共的なものであっても、会員の態度・決定は十分尊重されなければならない。
- c. 会員の態度・決定を十分尊重せず、集金に当りその支払を事実上強制し、社会的に許容される限度を超えるとき——《 下記結論図(表)K07-4 とおり認定 》——には、思想・信条の自由を侵害するものとして民法 90 条の公序良俗違反として、その効力が否定される場合もありうる。
- d. 本件決議は、募金及び寄付金を一括して一律に徴収し、本件各会に支払しようとしているものであるから、これに強制を伴う時は、会員任意の意思決定を奪うことになる。
- e. 地域住民の日常生活に支障をきたすような差別的扱いが、自治会未加入者になされることは、会員の脱退の自由は事実上制限されているものと言わざるを得ない。  
として、結論を図(表)－4 のとおり下している。

<結論>

**本件決議に基づく増額会費名目の募金及び寄付金の徴収は、募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。**  
**したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人（自治会）の会員の思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである。**

図(表)－4

判決においては、「本件決議に基づく増額会費名目」のものは、名目はどうであれ、図(表)－1 の各会に提出した全てが「募金及び寄付金」と括っている。名称は会費・賛助金・協賛金・協力金・応援金等々何であれ、任意性を伴う金員であり、提出（納入）行為が反対給付・対価サービスを求めないならば募金や寄付の範疇になるということである。自治会側がどんな屁理屈を持ってきて正当性を語っても、その理屈は個人の思想信条の自由の優位性に及ぶものではないということを断言したのである。前記（4）aの一文はとても重たい訓えです。“予想しろ！”“想像しろ！”です。サイレント・マジョリティー（silent majority；もの言わぬ一般大衆、正しいことながら積極的に発言しない一般大衆）を無視するな、ということ。個人の思い付きの感情ではありません。憲法から導き出した判決文である。本当に人間の理想像を論ず言葉で涙が出て来るようで感激する。

(5) 「一律、一括、強制」の意味合い

判例・判決文の中でこの三つの言葉が出て来ることからその意味合いを図(表)－5のように整理しました。

一律	会員一人に1議決権を付与する中で、個人的事情（事由）は考慮せず、同じ金額を全会員から徴収することを謂います。
一括	自治会固有の事業費（本来の会費）とは趣旨が異なり分離して賛否を確認すべき金員――前記判例では外部団体の前出各会への拠出――を合算して徴収することを謂います。
強制	能動的な自由意思を以って入会している自治会の会員は、必要な会費の納入義務を伴い、同会からみれば（執行部の責務として）強制徴収となります。その強制力を伴う態勢に乗じて、本来是非の意思を確認すべき金員を緊縛化・同梱して徴収することを謂います。
図(表)－5	

このような三つに共通する点は、各個人（各会員）の賛否・是非に係る自由意思、任意性を尊重する観点はまったくありません。会員としての納入義務・強制を伴う金員と、会員個人の任意・自由に根差す金員を一つに束ねた行為、つまり、対極にあるものを束ねた（緊縛化した）ことが問題視されたのです。

## 2. 「社会福祉法人 全国社会福祉協議会」の反応

上記判例を踏まえて、社会福祉法人と本会との関係にも問題意識を持ちながら整理します。同協議会は、裁判に直接係った者ではないが、被告自治会側のスタンスを取っており、前記図(表)－2にある「注1文書と注2文書」を発出する反応を示しました。それは、「都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長」宛てに通知送達したものです、その内容に触れます。

### (1) 前記図(表)－2中の(注1文書)について

内容は後記図(表)－6のとおりで、二審で負けた被告自治会が最高裁に上告した同月に、組織内下部機関に通知した文書です。同図下段の「・・・考え方について」の中の1.では、「今回の判決は、自治会の決定による社協等の会費や共同募金会への寄付金の一括徴収について違法との判断を下したのではなく、・・・」この傍点の部分は問題です。判決はあくまでも自治会と住民の金員授受に係る徴収方法を指摘しているのであって、社協側が指摘されたが如く誤解しているかもしれないが、前記のとおり「会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。」「一律（一括）徴収は違法である」という判決文を素人の私が読んでも、素直に理解できるのに、同協議会側の自己都合を正当化する勝手な曲解、あるいは勘違いであります。一人よがりのまさに「夜郎自大」そのものです。一方、3.では、「(前)全戸加入を目指す――組織内でこれ自体を掲げるのは組織内マター――と言いつつも、他方で、『任意性』が担保されることが必要」「自覚ある加入」「(後)一律・機械的に行うものではない」と言っており、判決に沿うものであり当然のこと、真っ当であります。しかし、いやいやながらの付け足しの言い訳にも聞こえ、前者の強権性を隠すためのオブラートなのかと穿った見方も出来ます。

### (2) 前記図(表)－2中の(注2文書)について

後記図(表)－7abcのとおりで、最高裁において大阪高裁への差戻し判決――被告自治会が負け――確定した同月に、組織内下部機関に通知した文書です。判決確定後故の(注1文書)よりも改善が見られません。

個別に考察して行きます。

✓1 図-7b中、「2. 基本的考え方 二つ目の○の中身」について

『社協への加入は、地域住民の意思を基本としているものであり、社協会費の納入に当ってはそこに「任意性」が担保されることが必要である。』のフレーズは、判決に沿っています。しかし、

『自治会が会員たる地域住民の自発的な意思を十分に尊重されるよう・・・』のフレーズについて、(?????????????)

「地域住民=社協の会員」とする等式を前提にしているがここが問題です。私は地元の山形市社協会員届のようなものを提出していません。なお、「自発的な意思を十分に尊重」のフレーズは、判決に沿っています。

✓2 図-7c中、想定問答A1において「・・・生活上不可欠な自治会からの脱退を強制されたことが問題とされたものであり、・・・」 この誤認識が問題！ 本件裁判騒動の根本問題は、本来住民個人の自由意思で行なわれるべき社協等の会費や共同募金会への寄付金を強制的に一律・一括徴収したことです。しかし、全国社協側は自己都合を正当化するために勝手に曲解しています。上記2(1)で指摘した社協解釈に繋がっています。

✓3 図-7c中、想定問答A2上段において、「その集金方法は、当該自治会の判断に委ねられている。・・・自治会が社協会費を自治会費と一括して集める方法を選択すること自体に問題はない・・・」もっとものように聞こえるが、自治会に本件裁判騒動の責任を転嫁するような言い振りであります。「任意性」の本旨に立つならば、“一律・一括徴収は、社協側の考え方にそぐわず誤解を受ける可能性があることから自治会費とは切り離して依頼すること”と言うべきです。基本は、「町内会・自治会への入会の是非に係らず、職員自らが地域住民に赴いて平等な対応のもと、直接理解を求めて集金すべきである。」と明記すべきです。口先三寸で他団体・他組織に指図して動かすが如くとんでもない組織です。

✓4 図-7c中、想定問答A2下段において、「社協会費の納入が任意であることを明示したり、社協会費専用の封筒を用意するなどの工夫が必要である。」「社協会費等会費・寄付金の納入は、あくまで任意であることを・・・住民に理解していただけるよう・・・」 集金方法は自治会マターであるといいつつも、判決の趣旨に沿った対応であり、社協の最上位機関として一定の理解を示した形になっています。特に「社協会費等会費・寄付金の納入はあくまでも任意である」(住民会費=任意)と言明したことは重い意味を持ちます。しかし、一方で、前記(2)✓1においては、内向きの社内論理としては「地域住民=社協の会員」と見なしているのです。この本音であるねじり曲った組織論理が跋扈し、その被害を被っているのが末端の金員収受に關与している自治会と同会員(地域住民)なのです。非常に理不尽です。

.....

いずれにしても、当該通知文書は概ね判決に即したものであり評価出来ます。

一方、社協組織内の上意下達の通達文書であり、私が係る地元市社協(社会福祉法人 山形市社会福祉協議会)はもとより最末端の地区社協(滝山地区社会福祉協議会)にも、さらには、集金する各町内会に理解浸透が図られているべきものですが、滝山地区社協の手足となっている本会町内会には徹底されていません、その実態については、「【KT-report 07】」に別記しています。

都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社協会費等の納入方法に関する考え方について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、大阪高等裁判所において、平成19年8月24日ご滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における社協会費を含めた自治会費の増額決議を無効とする判決がなされました。

本判決は、社協会費の納入方法について影響を与えるものと考えられ、本会地域福祉推進委員会として取り急ぎ別紙の通り見解をとりまとめました。

つきましては、貴県・市内市区町村社協への周知ならびにご助言等必要な支援につきましてご配慮くださいますようお願い申し上げます。本会地域福祉推進委員会では、引き続き社協会費等の納入についての考え方を検討・整理した上で、あらためてその内容を報告することとしております。

なお、希望が丘自治会では、本判決を不服として最高裁に上告しておりますことを申し添えます。

【本件に関する問い合わせ先】

全国社会福祉協議会地域福祉部

たまき にしむかい

担当 玉 置、西向、 高橋

Tel 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

e-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp

図-6

平成19年9月27日

社協会費等の納入方法に関する考え方について

全国社会福祉協議会

地域福祉推進委員会

平成19年8月24日、大阪高等裁判所において、滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における自治会費の増額決議を無効とする判決がなされた。

当該自治会費の中には社協等の会費や共同募全会への寄付金が含まれ、「増額会費名目の募金及び寄附金の徴収は、募金及び寄附金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人（自治会）の会員への思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである」とされた。

本判決は社協会費の納入方法について影響を与えるものであることから、本委員会として取り急ぎ以下に見解を示す。なお、本委員会としてあらためて社協会費等の納入についての考え方を取りまとめ提案することにしたい。

記

1. 今回の判決は、自治会の決定による社協等の会費や共同募全会への寄付金の一括徴収について違法との判断を下したものではなく、自治会での意思決定を行うにあたって、「募金及び寄附金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等」について各会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきことを求めたものである。

2. したがって、今後も社協会費を集めるにあたり、自治会に理解と協力を求めることになら問題はなく、むしろ地域福祉の発展のためには自治会との一層の協力体制を構築することが重要といえる。

3. ただ、今回の判決の趣旨から、社協会費の納入にあたってばそこに「任意性」が担保されることが必要である。もとより住民の社協への加入は地域住民の意志を基本としている。社協としては、あくまでも自覚ある加入をすすめるなかで、いわゆる「全戸加入」を目指すものであり、一律・機械的に行うものではない。社協会費の納入を自治会に協力いただく場合には、そのことへの十分な配慮をお願いすることが必要と考える。

都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会事務局長

社協会費等の納入方法に関する考え方について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 19 年 8 月 24 日になされた大阪高等裁判所による滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における社協会費を含めた自治会費の増額決議無効判決を受け、当該自治会は最高裁判所に上告の申立を行っていましたが、本年 4 月 3 日、最高裁判所は上告を棄却する決定をし、これにより大阪高等裁判所の判決が確定しましたのでお知らせします。

本会地域福祉推進委員会では、平成 19 年 9 月 27 日付全社地発第 231 号により各都道府県・指定都市社協宛に大阪高裁判決に基づく「社協会費等の納入方法に関する考え方について」を取りまとめ、通知いたしているところですが、今般の最高裁の判決を踏まえ、別紙の通り改めてその考え方を整理しました。

つきましては、貴県・市内市区町村社協への周知ならびにご助言等必要な支援につきましてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

全国社会福祉協議会地域福祉部

担当 たまき にしむかい 玉置、西向 高橋

TEL.03-3581-4655 FAX. 03-3581-7858

e-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp

図-7a

## 社協会費等の納入方法に関する考え方について

全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会

### 1. 経過

#### ○ 発端

滋賀県甲賀市の希望ヶ丘自治会では、従来、役員が各戸を訪問して、小学校教育後援会、中学校教育後援会、共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社等への会費・寄付等を個別に依頼していた。

平成 18 年 3 月の定期総会において、年会費を 6,000 円から 8,000 円に増額し、増額分を上記会費・寄付金等に充てることを賛成多数で決議したところ、この決議の無効を求め住民 5 名が提訴した。

#### ○ 裁判の経過

平成 18 年 11 月 27 日 一審・大津地方裁判所判決  
・原告（住民 5 名）の請求を却下した。

平成 19 年 8 月 24 日 控訴審・大阪高等裁判所判決  
・一審判決を破棄し、被告（希望ヶ丘自治会）の決議を無効とする判決を言い渡した。

平成 19 年 9 月 5 日 被告（希望ヶ丘自治会）が最高裁に上告

平成 20 年 4 月 3 日 最高裁が上告を棄却、控訴審判決が確定

#### ○ 地域福祉推進委員会の取り組み

平成 19 年 9 月 27 日 全社地発第 231 号により各都道府県・指定都市社協宛「社協会費等の納入方法に関する考え方について」通知

### 2. 基本的考え方

○ 今般、最高裁が上告を棄却し、控訴審判決が確定した。確定した判決は、自治会として社協会費の納入への協力や、社協会費を含めて自治会費を集めることが違法であるとの判断を下したのではなく、自治会がその意思決定を行うにあたって、本件決議が「募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等」について、「会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるもの」であったことが問題とされたものであり、基本的考え方は前通知の通りである。

○ もとより社協への加入は地域住民の意思を基本としているものであり、社協会費の納入にあたってはそこに「任意性」が担保されることが必要である。そのため、市区町村社協におかれては、自治会が会員たる地域住民の自発的な意思を十分尊重されるようご配

意をいただくとともに、地域福祉の発展のために市区町村社協と自治会との一層の協力体制が構築されるようお願いしたい。

[参考]

本会に寄せられる質問から、下記の通りQ & Aを作成したので、参考にされたい。

**Q 1 自治会で社協会費を集めることはできるのか。**

A 1 社協会費や共同募金への寄付を、自治会に協力いただくこと自体、法的に問題はない。むしろ地域福祉の発展のためには自治会との一層の協力体制を構築することが重要といえる。

今回の判決は、社協会費等を自治会費と一括で集めるために会費増額の際に、会員がそれに応じない場合には、生活上不可欠な自治会からの脱退を強制されたことが問題とされたものであり、あくまで当該自治会固有の問題で、自治会による社協会費納入等への協力を否定したわけではない。

**Q 2 自治会費と社協会費を一括で集めることはできるのか。**

A 2 社協会費納入の協力を自治会に依頼する場合、その集金方法は、当該自治会の判断に委ねられる。各自治会で承認された方法であれば、自治会が社協会費を自治会費と一括して集める方法を選択すること自体に問題はないと考えられる。

しかし、今回の判決をきっかけに、会費納入のあり方に疑問を感じられた方も少なくなく、そうした方に対しては、社会福祉協議会の意義や目的、会費の用途など十分説明しご理解いただくことが重要となる。

なお、自治会費と一括して会費を集める場合、住民に「自治会に加入していれば社協会費も支払わなければならないという誤解をあたえる可能性」も否定できない。このため、社協会費の納入が任意であることを明示したり、社協会費専用の封筒を用意するなどの工夫が必要である。一部、自治会費のなかに社協会費等会費・寄付金が含まれていることを明示せず集金する例も見受けられるが、こうした場合、特に誤解を受けやすく、社協会費等会費・寄付金の納入は、あくまで任意であることを住民に理解していただける方法にするよう、自治会役員等に十分説明していくことが重要と考える。

### 3. まとめ

わが国行政は、日本国憲法第 25 条第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を踏まえて、税金を財源として全世代型社会保障や福祉サービスを提供しています、それで足らざる人は、行政以外が展開する同様・類似のサービスを給付と負担の双務を以って係ればいいのです。社会福祉法人の事業に係るかどうかはまさに個人の選択に依拠します。

前記裁判係争は、元を質せば、社会福祉協議会が訴えられる、被告となるべきであろうが、実際に金員集金に当たった末端組織の自治会が被告当事者となってしまったのです、トカゲのしっぽ切りの様相です、大迷惑を被ったということです。社協は類被りして高みの見物、よって、末端の自治会と同会員（地域住民）が被害者になったのです、非常に理不尽なことです。

(end)